

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
第134号
平成28年11月2日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年1月26日付けで貴職から受けた、「本人以外が請求した本人の住民票の交付請求書 平成27年9月4日～11月4日まで」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年11月20日付け緑区区第1192号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報のうち、不開示部分の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 異議申立人の妻は、東京都内に宅地を所有しているが、何者か（いわゆる地面師）によって、免許証を偽造され、居住するさいたま市で印鑑廃止届、印鑑登録手続きがなされ、「売買」名目で所有権移転登記手続きがなされてしまい、さらに転売されたことが判明した。
- (2) さいたま地方法務局に相談したところ、印鑑証明書を持って、東京法務局管轄出張所で調べてもらうようにアドバイスを受け、緑区役所原山出張所へ出向き、窓口に妻の印鑑カードを提出し、印鑑証明書発行の手

続きをすると、印鑑は変えているでしょうと疑われ、印鑑カードを奪い取られ、緑区役所に行って再発行してもらうように言われた。

- (3) 印鑑廃止届、印鑑登録申請手続きには、偽造された妻の運転免許証が使用されたと推測されるが、調査の結果、その直前に、弁護士を請求者とする住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）によって異議申立人世帯全員の住民票が交付されており、その住民票がなんらかの形で加害者に渡り、その記載事項である妻の生年月日等が運転免許証の偽造に使用されたのである。
- (4) その後、何日経っても緑区役所からは被害回復の処置についての何らのアドバイスもなかった。むしろ私達被害者に敵対心をもって非協力的な対応をとってきた。緑区役所の担当者に被害届を出すようお願いしたが、一方的に反論するだけだった。これは、私達の被害回復捜査への大きな妨害のひとつではないか？
- (5) 妻所有の宅地については、処分禁止の仮処分を得たうえ、東京地方裁判所に所有権移転登記抹消請求訴訟を提起し、登記を全て抹消せよという判決を得ている。今後は損害賠償や処罰等、民事・刑事の加害責任を追及したい。ついでには加害者を特定するために職務上請求書の請求者、使者、利用目的、利用目的の内容、依頼者の氏名等の記載を知る必要がある。なお、刑事事件としては被疑者不詳のまま世田谷警察署長宛に告発状を提出している。
- (6) ところで、この職務上請求書は日本弁護士連合会の統一用紙であり、弁護士が所属弁護士会を通じて購入するものであるが、異議申立人の調査からこの用紙を購入した弁護士は判明している。また、訴訟を提起すべく住民票の写しを申請しているようだが、妻は何人からも訴訟を起こされる覚えはないし、現在に至るまで訴訟を提起されていない。
- (7) 職務上請求書の「住所又は本籍」欄の記載は、「浦和市」と記載されていたが、のちに「さいたま市緑区」と加筆されている。何人も取得可能な登記簿謄本を見て、登記簿謄本に記載の妻の住所「浦和市」を請求書に記載したことは明らかである。

こうして取得された住民票が運転免許証の偽造に使用された可能性が極めて高い。よって本件処分に異議申立てをする。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、以下のように説明している。

- 1 異議申立人は、妻所有の都内世田谷区の土地について、何者かによってさ

いたま市緑区役所に印鑑廃止届と印鑑登録がなされ、「売買」名目で所有権移転登記、そして転売されたことを知ったことから、妻の運転免許証が偽造されたうえ、この偽造運転免許証が手続きに使われたとして、どのような経緯で何者かが妻の生年月日を知るに至ったのか、また、新たな被害が異議申立人等に及ぶことをおそれて、本人以外が請求した本人の住民票交付請求書の開示請求をした。

2 本件開示請求につき、実施機関は平成27年10月8日申請の職務上請求書及び請求者の事務職員を使者とする旨の委任状を特定したうえ、請求者である弁護士の名、弁護士登録番号、事務所所在地、事務所名、電話番号、FAX番号を開示するとともに、以下のA情報とB情報を不開示とする一部開示決定をした。

A 請求に係る者の氏名、利用目的の内容、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、使者(事務職員限定)の住所、氏名及び印、代理人とする旨の委任状の受任者(使者)の住所、氏名。

B 職務上請求書に押印された請求者の職印及び捨印、委任状に押印された請求者の職印及び捨印。

3 異議申立人は、職務上請求書によって第三者に交付された異議申立人世帯全員の住民票記載事項が、妻の運転免許証の偽造等に利用された結果、妻所有の土地について所有権移転登記がなされたうえ転売された可能性があるとし、当該土地については既に処分禁止の仮処分を得ているが、異議申立人や妻に新たな被害が及ぶことを防止し、加害者を特定することによって加害者に対する損害賠償請求、刑事告訴等のために、職務上請求書のうち不開示とされた請求に係る者の氏名、利用目的、利用目的の内容、依頼者の氏名、使者等の記載を知る必要があるため異議申立てをしたとするものである。

4 異議申立人は、本件開示請求の際に、警察に相談している旨を実施機関に述べたが、実施機関としては本件職務上請求自体が犯罪にかかわりがあるとまで認定することはできなかったため、上記A情報については、それが第三者に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別できる情報であって、異議申立人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるとの理由で、B情報については、開示することによって公となり偽造されるなど当該請求書の請求者である弁護士の不利益となるおそれがあり、条例第14条第2号に該当することからいずれも不開示としたものであり、処分は妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

異議申立人は、平成27年11月13日付け個人情報開示請求書を実施機関に提出し、第三者が異議申立人世帯全員の住所情報が記載された住民票を請求するに際して提出した住民票交付請求書（同27年9月4日から同11月4日までの間のもの）の開示を求めた。実施機関は当該第三者から提出された平成27年10月7日付けの職務上請求書及び当該請求にかかる委任状1通を本件対象個人情報と特定した。

2 本件異議申立てについて

異議申立ての要旨は、職務上請求書によって第三者に交付された異議申立人世帯全員の住民票がなんらかの形で加害者に渡り、その住民票記載事項が妻の運転免許証の偽造等に利用された結果、妻所有の土地について所有権移転登記がなされたうえ転売された可能性があるとし、異議申立人や妻に新たな被害が及ぶことを防止し、また、加害者を特定することによって加害者に対する損害賠償請求、刑事告訴等のために、職務上請求書のうち不開示とされた請求に係る者の氏名、利用目的、利用目的の内容、依頼者の氏名、使者等の記載を知る必要があるとするものである。

3 本件処分の当否について

- (1) 住民基本台帳法第12条の3では、本人（又は本人と同一の世帯に属する者）以外の者について、一定の要件のもとに住民票の写し等の交付請求を認めている。本件交付請求は、弁護士が同条の3第2項に基づき、依頼者が住民票の記載事項を利用するにつき正当な理由を有するとして、職務上請求書に必要事項を記載し、使者をして請求したものである。

さいたま市は特定事務受任者である弁護士からの請求として、異議申立人の世帯全員の住民票の写しを同弁護士の使者に交付した。

- (2) 異議申立人の個人情報開示請求に対し、実施機関は当該職務上請求書及び当該請求にかかる委任状を本件対象個人情報と特定したうえ、職務上請求者である弁護士の氏名、弁護士登録番号、事務所所在地、事務所名、電話番号、FAX番号を開示した。

他方において、請求に係る者の氏名、利用目的の内容、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、使者（事務職員限定）の住所、氏名、印影、使者を代理人とする旨の委任状の受任者（使者）の住所、氏名については、それが第三者に関する情報であって開示することにより特定の個人の識別が可能となり異議申立人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるとの理由により、また、職務上請求書に押印された請求者の職印および捨印、委任状に押印された請求者の職印及び捨印については、開示によって公になれば偽造されるおそれがあるとの理由で、いずれも条例第

14条第2号に該当するとして不開示とした。

(3) 異議申立人は、職務上請求書によって交付された異議申立人世帯全員の住民票が妻の運転免許証の偽造に利用され、その偽造運転免許証の使用によって印鑑廃止届と印鑑登録申請手続がなされた結果、上記所有権移転登記がなされた可能性があり、加害者を特定して損害賠償請求(国家賠償を含む)や刑事告訴等をする上で、職務上請求書の請求者、使者、利用目的、利用目的の内容、依頼者の氏名等の記載を知る必要があると主張する。

(4) 交付された住民票が、妻の運転免許証の偽造に利用された可能性は否定できず、ひいては本件住民票交付請求自体が住民票の記載事項を利用する正当な理由に基づくものだったのか、不正の取得目的を有する者による請求だったのではないかとの疑念は拭いきれない。

異議申立人によれば、本件は本件職務上請求書によって取得した住民票が異議申立人の妻の運転免許証の偽造に利用され、妻所有の土地について勝手に所有権移転登記された事案とし、一連の経緯のなかに犯罪を構成する加害行為が存在するものとして、捜査機関に対して告発状を提出している。

当審査会としても、第三者による交付請求が住民票記載事項を利用する正当な理由なく、不正の取得目的による請求であった場合は、第三者の氏名等の開示を求める本人の利益の保護が優先されることはあるべきものと思料する。

しかし、上記刑事告発が被疑者不詳とされていることから明らかなように、本件住民票交付請求から不動産転売までの一連の経緯に関与した者について、誰がどのような意図をもってどのように関与したかについて具体的な事実は明らかになっておらず、本件職務上請求書の「依頼者の氏名又は名称」欄や「使者」欄に記載された者の役割や主観的意図につき、加害性や不正の取得目的の存在を認定することには慎重さが求められるところである。

したがって、本件不開示情報を開示することによって、依頼者を含む異議申立人以外の者に関するプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれは否定できないことから、条例の原則に従い実施機関が条例第14条第2号により、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあるものとして、また請求者である弁護士職印については開示によって偽造されるおそれがあるものとして、それぞれ不開示とした本件処分は妥当である。

4 以上の次第であるから、当審査会は、異議申立てに理由がないので、前

記第1のとおり答申するものである

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 1月26日	諮問の受理（諮問第417号）
②	同年 2月 3日	実施機関から理由説明書を受理
③	同年 2月22日	異議申立人（代理人）から意見書を受理
④	同年 2月18日	審議
⑤	同年 3月17日	審議
⑥	同年 7月21日	異議申立人（代理人）からの意見聴取及び審議
⑦	同年 8月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑧	同年 10月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	石川和子	弁護士
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	吉田聰	弁護士

（五十音順）